

議案第19号

山陽小野田市自治基本条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市自治基本条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月21日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市自治基本条例の一部を改正する条例

山陽小野田市自治基本条例（平成23年山陽小野田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

目次中「協働」を「協創」に改める。

前文中「協働して」を「協創の考え方を共有しながら」に、「市民が主役」を「誰もが主役」に改める。

第1条中「市民が主役」を「誰もが主役」に改める。

第2条第2号中「市民及び」を「市民並びに」に、「市内に事業所を有するもの」を「本市のまちづくりに参加するもの並びに市内に事業所を有する者及び市外に事業所を有する者で本市のまちづくりに参加するもの」に改め、同条第6号中「協働」を「協創」に、「ともに活動すること」を「ともに活動することで新しい価値を創出すること」に改める。

第3条第4号中「協働して」を「協創による」に改める。

第8条第1項中「20歳未満」を「18歳未満」に改める。

第9条第3項中「協働と参画のまちづくりの時代」を「協創の考え方」に改める。

第7章の章名中「協働」を「協創」に改める。

第27条の見出し中「協働」を「協創」に改め、同条第1項中「協働で行います」を「協創の考え方に基づき取り組みます」に改める。

第29条の見出しを「（協創によるまちづくり）」に改め、同条第1項中「協働」を「人と人のつながりを基盤とした協創によるまちづくりを推進」に

改め、同条第2項中「協働の」を「協創による」に改め、同条第3項中「協働」を「協創によるまちづくり」に改める。

第30条第1項中「協働して」を「協創の考え方を共有し、」に改める。

第32条第3項中「市民」を「市民等」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

山陽小野田市自治基本条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 市民等（第5条—第8条）</p> <p>第3章 議会（第9条・第10条）</p> <p>第4章 市長等（第11条—第13条）</p> <p>第5章 行政運営等（第14条—第22条）</p> <p>第6章 情報の公開等（第23条—第25条）</p> <p>第7章 参画及び協創（第26条—第30条）</p> <p>第8章 住民投票（第31条）</p> <p>第9章 危機管理（第32条）</p> <p>第10章 国、県、近隣市及び姉妹都市との連携・協力体制（第33条）</p> <p>第11章 国際交流（第34条）</p> <p>第12章 条例の見直し（第35条）</p> <p>附則</p> <p>私たちの住む山陽小野田市は、瀬戸内海に面した水と緑の豊かな自然に恵まれた農林水産業と商工業の盛んなまちで、平成17年3月小野田市と山陽町がひとつになって誕生しま</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 市民等（第5条—第8条）</p> <p>第3章 議会（第9条・第10条）</p> <p>第4章 市長等（第11条—第13条）</p> <p>第5章 行政運営等（第14条—第22条）</p> <p>第6章 情報の公開等（第23条—第25条）</p> <p>第7章 参画及び協働（第26条—第30条）</p> <p>第8章 住民投票（第31条）</p> <p>第9章 危機管理（第32条）</p> <p>第10章 国、県、近隣市及び姉妹都市との連携・協力体制（第33条）</p> <p>第11章 国際交流（第34条）</p> <p>第12章 条例の見直し（第35条）</p> <p>附則</p> <p>私たちの住む山陽小野田市は、瀬戸内海に面した水と緑の豊かな自然に恵まれた農林水産業と商工業の盛んなまちで、平成17年3月小野田市と山陽町がひとつになって誕生しま</p>

した。

先人の築いてきたやすらぎと文化の香りに満ちたこのまちは、私たちのふるさとであり、私たちの手で「住んでいることを誇れるまち」、「未来へ責任を持ち、夢のあるまち」にしていかなければなりません。

そのためには、市民一人ひとりがまちづくりに関心を持ち、市民が積極的に参加し、市、議会と協創の考え方を共有しながらまちづくりを進めていくことが求められます。

私たちは「誰もが主役のまちづくり」の実現を目指して、その道しるべとなる市政運営の最も尊重すべき規範として、ここに「山陽小野田市自治基本条例」を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、山陽小野田市における市民自治の基本理念を明らかにし、市政運営の基本的事項を定めることにより、誰もが主役のまちづくりの実現を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(1) (略)

(2) 市民等 市民並びに市内に住所を有しない者で市内に勤務し、又は通学するもの及び本市のまちづくりに参加するもの並びに市内に事業所を有する者及び市外に事業

した。

先人の築いてきたやすらぎと文化の香りに満ちたこのまちは、私たちのふるさとであり、私たちの手で「住んでいることを誇れるまち」、「未来へ責任を持ち、夢のあるまち」にしていかなければなりません。

そのためには、市民一人ひとりがまちづくりに関心を持ち、市民が積極的に参加し、市、議会と協働してまちづくりを進めていくことが求められます。

私たちは「市民が主役のまちづくり」の実現を目指して、その道しるべとなる市政運営の最も尊重すべき規範として、ここに「山陽小野田市自治基本条例」を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、山陽小野田市における市民自治の基本理念を明らかにし、市政運営の基本的事項を定めることにより、市民が主役のまちづくりの実現を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(1) (略)

(2) 市民等 市民及び市内に住所を有しない者で市内に勤務し、又は通学するもの及び市内に事業所を有するもの
その他市内で公共的な活動を行う団体をいいます。

所を有する者で本市のまちづくりに参加するものその他
市内で公共的な活動を行う団体をいいます。

(3)～(5) (略)

(6) 協創 市民等、市及び議会がそれぞれの責務及び役割
を自覚し、ともに協力し、ともに活動することで新しい
価値を創出することをいいます。

(7) (略)

(基本理念)

第3条 第1条の目的を達成するため、次に掲げることこ
の条例の基本理念とします。

(1)～(3) (略)

(4) 市民等、市及び議会は、それぞれの責務を果たしなが
ら、協創によるまちづくりに取り組むこと。

(青少年の権利)

第8条 18歳未満の青少年は、その人権が尊重されるとと
もに、年齢に応じてまちづくりに参加する権利を有しま
す。

2 (略)

第3章 議会

(議会の役割及び責務)

第9条 (略)

2 (略)

(3)～(5) (略)

(6) 協働 市民等、市及び議会がそれぞれの責務及び役割
を自覚し、ともに協力し、ともに活動することをいま
す。

(7) (略)

(基本理念)

第3条 第1条の目的を達成するため、次に掲げることこ
の条例の基本理念とします。

(1)～(3) (略)

(4) 市民等、市及び議会は、それぞれの責務を果たしなが
ら、協働してまちづくりに取り組むこと。

(青少年の権利)

第8条 20歳未満の青少年は、その人権が尊重されるとと
もに、年齢に応じてまちづくりに参加する権利を有しま
す。

2 (略)

第3章 議会

(議会の役割及び責務)

第9条 (略)

2 (略)

3 議会は、自ら、地方分権及び協創の考え方にふさわしい議会のあり方、開かれた議会運営並びに望ましい議員の姿を求めます。

第7章 参画及び協創

(計画策定等における参画及び協創)

第27条 市は、総合計画等重要な計画の策定又は見直しに当たっては、市民の参画を得て、協創の考え方に基づき取り組みます。この場合において、当該策定又は見直しの過程を適宜公表するものとします。

2 (略)

(協創によるまちづくり)

第29条 市民等、市及び議会は、まちづくりのために、互いを尊重し、人と人のつながりを基盤とした協創によるまちづくりを推進するものとします。

2 市民等、市及び議会は、協創によるまちづくりを進めるために必要な環境整備に努めるものとします。

3 市民等、市及び議会は、協創によるまちづくりの推進に当たっては、情報の共有と対話を基本とします。

(公共的民間団体)

第30条 市民等は、心豊かで住みよい地域づくり及び地域の課題の解決に向けて、主体的に公共的民間団体（市と連携し、及び協創の考え方を共有し、各分野で公共的に活動

3 議会は、自ら、地方分権及び協働と参画のまちづくりの時代にふさわしい議会のあり方、開かれた議会運営並びに望ましい議員の姿を求めます。

第7章 参画及び協働

(計画策定等における参画及び協働)

第27条 市は、総合計画等重要な計画の策定又は見直しに当たっては、市民の参画を得て、協働で行います。この場合において、当該策定又は見直しの過程を適宜公表するものとします。

2 (略)

(協働)

第29条 市民等、市及び議会は、まちづくりのために、互いを尊重し、協働するものとします。

2 市民等、市及び議会は、協働のまちづくりを進めるために必要な環境整備に努めるものとします。

3 市民等、市及び議会は、協働の推進に当たっては、情報の共有と対話を基本とします。

(公共的民間団体)

第30条 市民等は、心豊かで住みよい地域づくり及び地域の課題の解決に向けて、主体的に公共的民間団体（市と連携し、及び協働して各分野で公共的に活動する団体をい

する団体をいう。以下同じ。)の活動に参加するよう努めるものとします。

2 (略)

第9章 危機管理

(危機管理)

第32条 (略)

2 (略)

3 公共的民間団体は、関係機関及び市と連携し、市民等が安心して生活できるような施策に協力するよう努めるものとします。

う。以下同じ。)の活動に参加するよう努めるものとしま

2 (略)

第9章 危機管理

(危機管理)

第32条 (略)

2 (略)

3 公共的民間団体は、関係機関及び市と連携し、市民が安心して生活できるような施策に協力するよう努めるものとします。